

2014年2月議会 代表質問

2014・3・5 今井光子議員の質問

今井光子議員 日本共産党の今井光子です。2月14日の大雪は各地で大変な被害が生じました。県内でも農業用ビニールハウスの倒壊など被害は深刻です。被害にあわれた方々にこの場を借りてお見舞いを申し上げますとともに、今後とも農業が続けられるよう、国や県に支援を求めてまいります

さて、日本は戦後憲法の下に「法治国家」として歩んできました。それが今安倍内閣の下で「人治国家」に変わろうとしています。すなわち独裁者が決めればそれが法となり、憲法も解釈で自由に変更できるというもので、とりわけ集団的自衛権の解釈改憲や、武器輸出3原則の放棄など、戦争ができる国づくりに向けて安倍内閣の危険な暴走が続いています。その一方では、暴走を許さない闘いも全国各地で大きく広がっています。

県政は国の悪政の防波堤となって県民の暮らしを守る大事な役割があります。私は県民の暮らし、平和、民主主義を守る立場から代表質問をさせていただきます。



1、消費税について

今井光子議員 消費税について質問します。4月1日から消費税率が8%に上がる予定です。消費税は所得の低い人ほど負担が重い最悪の税金です。5%に上がった1997年はそれでも給与が上がってい

るときでした、がその後は不況で賃金は下がる一方です。

実際、1997年のときには消費税以外の税収は、増税後3年目には11・4兆円も減っています。奈良県では地方消費税以外は211億円も減っていました。景気対策でば撒かれた公共事業で借金は増加し、国と地方の長期債務残高は、増税後3年間で449兆円から600兆円へと拡大し、財政危機悪化を加速する結果となりました。奈良県でもこの間6236億円から8036億円と1800億円も借金を増やしています。今では1兆円を超えています。現状はこのとき以上に深刻です。

労働者の賃金は18カ月連続で減少し、とりわけ奈良県では2000年以降2012年までの賃金の落ち込みは右肩下がり全国平均の2倍以上の105万円にもなっています。背景には2002年から6回にわたって実施された公務員給与引き下げ、人員削減の一方、4割にも及ぶ非正規雇用の増大が大きく影響しています。更に年金、医療、子育て、介護など相次ぐ社会保障の改革も拍車をかけています。

暮らしは、いったいどうなるのかと本当に不安が広がっています。

政府の統計でも増税実施を前に経済状況は悪化を見せ、「アベノミクス」は行き詰まっています。

日本共産党県議団は4月1日からの増税はやめさせようの1点で共同を呼びかけるために県下の経済団体を訪問しました。「奈良県の中小企業にアベノミクスは届いていない」「5%に上がった頃はまだ企業にゆとりがあったが、今は削れるだけ削っている。ここに増税はどうなるか心配」「転嫁したら客足が遠のき、転嫁しなかったら自己負担。耐えられる体力はもう残っていない」と悲鳴が上がっています。

県民の暮らしを直撃し、営業を破壊し、財政も悪化させる消費税増税は認められません。消費税の増税はきっぱり中止し、県民の所得を増やして経済を立て直す抜本政策に転換すべきと考えます。

そこで知事に質問します。

消費是の増税は中止するよう国に求めるべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁　これまで申し上げてきたことですが、社会保障に必要な経費は今、生きているわれわれが健やかに生活するためのものごとでございますので、世代間の公平性を重視いたしますと、後世にそのつけを残すことのないように、同世代のわれわれが助け合う制度が必要でございます。また、われわれの社会保障制度はそのように設計をされております。

今のように借金をして社会保障をして、それを後世に払わせることはさげなければいけないと思って降ります。そのための消費税率引き上げはさげとおることのできないとの認識を持っております。したがって本年4月からの消費税率の引き上げは、我が国の社会保障制度を将来にわたって、健全に維持していくための安定的な財源確保のため、必要であり、関係法令も成立し、県議会の議決を経て県税条例の改正も終えております。

その中止を求めるべきではなく、また、そのような考えももっておりません。

今回の消費税率引き上げにともなう増収分は社会保障施策に要する経費に充当することとしております。新年度予算案におきましては精神障害者医療費助成の拡充などの経費にも充当し、本県における社会保障の充実をすすめることとしております。

さきの消費税率の引き上げが経済状況の悪化をまねき、地方財政も悪化させる要件にもなったのではないかということがご所見のなかに含まれておりました。平成9年当時、大手金融機関の経営破綻による金融危機やアジア通貨基金による外需の縮小などが重なっておりました。消費税率の引き上げの影響だけが要因ではないと思っております。

また、国の経済対策による公共事業によって本県の県債残高が増えたというご指摘もありましたが、平成9年度から平成11年度まで、当時の状況を見ますと、それ以前の3カ年と比べ、借換債を除いた県債の発行額はむしろ減少していることをご報告しておきます。

昨今の経済状況を見ますと、平成25年10月から12月期の実質GDP成長率は国内需要の増加により、4四半期連続のプラスとなっております。有効求人倍率も全国、奈良県ともに上昇しております。現金給与総額も増加の傾向をしめし、収入にも景気回復の兆候が徐々に現れてきております。

しかしながら、本年4月からの消費税率の引き上げが消費マインドの萎縮を招くことのないよう、政府においても約5・5兆円の経済対策が打ち出されておりますので、県におきましてもこれと歩調を合わせながら、プレミアム商品券の発行や市町村等への発行支援による県内消費の拡大に向けたとりくみをすすめていきたいと思っております。

今井光子議員再質問 消費税の問題で知事と議論をさせていただいても、なかなか一致点は見られないと思いますが、今度の4月が8%、そして来年の10月が10%というレールが敷かれているわけですが、来年の消費税10%については知事はどのように考えておられるのか、お考えがあればお聞かせください。

荒井正吾知事答弁 8%には賛成したが10%にも賛成するのかとの質問でございます。賛成いたします。ちゃんとあげてほしいと思います。

今井光子議員 知事は10%の消費税もおおいに結構ということでございますが、全国で消費税の収支がマイナスの税務署という資料がここにあります。一番、還元率が高いのは愛知県の豊田の税務署で、これはトヨタ自動車があるところですよ。1092億円も還元されています。次は神奈川県神奈川、ニッサンのあるところで、449億円、次に広島県の広島、これはマツダがあるところですが267億円と、輸出しております大企業には大変な払い戻しがある、不公平な税金であり、私は消費税の税金をあげるべきではないということを再度、言っておきたいと思っております。

2、陸上自衛隊駐屯地の誘致問題について

今井光子議員 次に陸上自衛隊駐屯地の誘致問題で質問します。知事は五條市長とともに国に対し陸上自衛隊の駐屯地を誘致するように要望を続けて来ましたが、12号台風での大規模災害を受け、今後予測される大規模災害に備えて自衛隊があれば速やかな救助活動が実施される事、また全国で陸上自衛隊駐屯地がないのは奈良県だけと言うことを理由にしています。

自衛隊の災害救援活動が、多くの国民に期待されている事は事実であり、大事な活動であると認識しておりますが、本来、自衛隊の任務は自衛隊法によれば、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」となっております。

災害支援は主たる任務ではありません。紀伊半島大水害の際に自衛隊の出動が遅れたのは、県の要請が遅れたためではなかったでしょうか。

災害のための救援であれば、消防や消防団が重要な役割を担っていますが、4月から奈良県広域消防組合がスタートします。これだけの規模の広域化は全国で始めてですが、今でも不足している人員を更に減らす方向です。

安倍内閣は日本を「アメリカとともに海外で戦争する国」にするために憲法解釈を見直そうとしています。集団的自衛権はこれまでもアメリカや旧ソ連など大国の軍事介入の口実として使われて来ましたが、日本では、イラク戦争への参戦要求でした。憲法9条があり、これを認めない憲法解釈があったからこそ、殺す事も殺される事もなく、日本は戦後が続いています。

パネルをご覧ください。アフガン戦争に派兵しました国別の犠牲者の数です。アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、その他含めて49か国3425人の兵士が命をおとしています。日本はこの中には入っていません。

昨年12月、多くの反対の声を押し切って秘密保護法が可決しました。国民監視活動を行う“情報保全部署”が、陸上・海上・航空自衛隊の司令部である各幕僚監部にすでに存在することが日本共産党の調べでわかりました。この部署は、違法活動が裁判でも認定されている自衛隊情報保全隊（情報保全隊）と密接に連携しており、秘密保護法にもとづく自衛隊員や軍事関連企業社員への身辺調査である「適性評価」にも関与するとみられます。自衛隊ぐるみの国民監視体制が、いっそう強化される危険が浮き彫りになり

ました。

今回の自衛隊誘致の目的に奈良県の自衛官の在籍者が全国で下から2番目であり、もっと自衛隊への理解を深めるといっても盛り込まれています。福祉を志していたある青年は家庭の事情で進学をあきらめ自衛隊を選びましたが、「毎日、本物の銃で人殺しの訓練をしているんやで」と語っていました。

中期防衛力整備計画では今後26年から30年までの5年間に24兆円もの税金が使われる予定です。そこでは陸上自衛隊は北海道と九州方面に移動させる方向であり、石垣島では自衛隊の基地はいらないと、反対の声が上がっています。

知事の考えている陸上自衛隊が駐屯していたら、災害時速やかな対応ができる事とはちがう方向です。丹後半島では、近畿ではじめての米軍基地が作られようとしています。「Xバンドレーダー」の設置でゆれています。

沖縄で辺野古を埋め立てて米軍基地を建設する問題では、沖縄県民の意思は名護市長選挙ではっきり「ノー」が示されました。アメリカ軍はオスプレイを沖縄だけでなく日本全土に配備する計画で、あらたな中期防衛力整備計画では従来の専守防衛の建前を投げ捨てて、自衛隊の侵略的機能の強化を図ろうとして24兆円もの税金を投入しようとしています。

自衛隊が米軍の開発した垂直離着陸輸送機オスプレイを17機、水陸両用車を52両購入する方針を明記。軍力を高める中国を念頭に離島防衛や機動力を重視した装備を整える方向です。

国は新年度予算案に奈良県に自衛隊のヘリポートを設置する調査費100万円を計上し、県も新年度予算案に自衛隊誘致のため2000万円を計上しています。

自衛隊のヘリポートができれば、奈良県にもオスプレイがとんでくる事になります。オスプレイはすさまじい騒音と風力で周りの山林にも多大な影響をもたらします。



アフガン戦争に派兵した国の犠牲者数 2014年3月3日現在	
国名	犠牲者数
アメリカ	2,313
イギリス	447
ドイツ	54
イタリア	48
その他NATO諸国(24カ国)	475
非NATO諸国(21カ国)	88
総数	3,425

(犠牲者数は、iCasualtiesに基づく)

今年10月行われる和歌山県主催の津波対策災害訓練にオスプレイが投入される事が明らかになっています。かつてアメリカ軍のジェット機が低飛行訓練を行い十津川村では木材運搬用のワイヤーロープ切断事故が起きました。また2010年2月、私が代表質問で取り上げましたが十津川で低飛行の米軍ジェット戦闘機を山林労働者が目撃しています。

日米合同演習が行われた際オスプレイは過去2回とも天候を理由に参加していません。これでは災害時必要なときに役に立ちません。紀伊半島大水害の時には五條の健民グラウンドが輸送基地でした。

そこで知事に質問します。

奈良県にとって陸上自衛隊駐屯地の誘致は必要ないと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 奈良県にとって陸上自衛隊駐屯地の誘致は必要ないと考えるがどうかという質問でございます。自衛隊は災害のためにもっぱらあるのではないというご所見を述べられております。

自衛隊は国民の生命、財産を守るためにあるものと思っております。装備品の整備、各種訓練の実施、隊員の意識向上などを図ることにより、災害時における機動的な救出活動へ、被災者の生活支援などさまざまな救援活動を迅速かつ的確に、しかも自己完結で遂行できるわが国、唯一の組織であると思っております。東日本大震災や紀伊半島大水害における災害派遣活動においても、この高い能力が発揮され、被災地の方々はもとより県民全体から高い評価を得ているものと思っております。

奈良県は全国で唯一、陸上自衛隊の部隊のない県であります。自衛隊の部隊が地域に常駐すれば、特に県内での災害発生時の初動対応が大変、心強いものだと思います。また、発生が懸念されております南海トラフ巨大地震において、津波による大きな被害が相当数、想定される紀伊半島海岸部地域に対しましても救援を迅速におこなうためにも、県内南部への駐屯地の配置が必要だと考えております。こうしたなかで、国におきましては、昨年12月に閣議決定された防衛計画の大綱および中期防衛力整備計画において、南海トラフ巨大地震を特に明記し、その発災時には部隊を迅速に展開して初動対応に万全を期することなど大規模災害への対応の重要性が明確にいちづけられました。国の防衛計画のなかで大規模災害への対応が明確に打ち出されているわけでございます。

あわせて、平成26年度政府予算案におきまして、奈良県南部地域にヘリポートを含む展開基盤の有用性調査のための調査費が計上されたものでございます。

このような国の動きを踏まえまして、県といたしましても、来年度、国の調査とも連携協力いたしまして、ヘリポートを含む駐屯地誘致および道路アクセスの調査をおこなうとともに、自衛隊施設とあわせて、県の広域防災拠点を整備するための基本構想を策定したいと考えており、予算案に計上させていただいた次第でございます。

今後とも、五條市などとともに地元地域の合意形成を測りつつ、駐屯地誘致のための地元におけるとりくみを促進するとともに、強く要望活動を続けていきたいと考えております。

なお、紀伊半島大水害の際には自衛隊の派遣要請にいたるまで十津川村、県、自衛隊の三者で事前の情報共有および派遣の可能性を想定した一定の準備をおこなっておりました。十津川から県に派遣要請があった30分後には県から自衛隊に派遣要請をおこない、迅速といえる対応をとっていただいた次第であります。自衛隊が地域に常駐することになれば、さらに迅速、的確な対応が可能と考えます。

今井光子議員再質問 五條の自衛隊誘致の問題ですけれども、知事の想いとしては駐屯地で自衛隊員の方が常駐していただいたら、すぐに災害の時に力になってもらえるのではないかとこのように思っております。国は、自衛隊は北海道や沖縄方面に、むしろ移そうというように中期防衛計画のなかで考えているというように思っております。

紀伊半島大水害の報告書もみさせていただきましたが、五條市では災害の時に一番早くに、地元の消防団の方が200人集められたとか、五條市の職員の方とか、地元の方が重要な役割を果たしていたと思うわけです。今、消防署の職員が法定定数と比べましても奈良市と生駒市を除いて広域消防にするエリアでは法定定数で57人少ないうえに、「広域化計画」によりますと、今度、広域になることで平成33年度までに、さらに63名を削減をし、4億円、これによって縮減するという計画になっているわけです。むしろ、そちらを増やしていき、災害の時に守るといふことのほうが現実的であると思っております。

その点でお考えがあったら、お聞かせいただきたいと思っております。

荒井正吾知事答弁 自衛隊の駐屯地がきてもすぐに救助できない、あるいは駐屯地（隊員）が来るのが遅いではないかというお話でございますが、今度の奈良県から国への要望は、大変変わっております。駐屯地は遅くても良いけれどヘリポートを先につくっていただきたいと陳情いたしました。ヘリポートがあれば、自衛隊は大型ヘリコプターで救援物資を五條に運んで、そこ

から小型ヘリで紀伊半島や大阪も含めまして津波で被害を受けた地域に、つり下げ型の救援物資の配給やまた避難者のつり上げができるという構想でございます。そのためには紀伊半島に、八尾とかにはありますが、偏った存在でございますので、紀伊半島の中心部に大型ヘリポートを設置することには非常に意味があるということに、自衛隊が反応してくれたと思っております。

大型ヘリコプターの基地、ヘリポートがあればまず、駐屯地がなくても役に立てるということが大きなポイントであることを述べたいと思います。また、自衛隊のヘリポートがあれば県の防災基地も併設することはできますので、そのこともあわせてしたいと思います。

消防団でできるのではないかとのご所見がございました。想定しております災害は大規模災害でございますので、いくら消防団を、広域消防を充実しても大規模災害にえっちらおっちら行くというわけには、なかなかいかないような規模の大災害に対する自衛隊の要請でございます。自衛隊が出動するのはそのような東北の3・11のような大災害が、この紀伊半島を襲うかもしれない、そういうことを念頭においた救援体制であることをご承知いただきたいと思っております。

今井光子議員 日本災害情報学会の河田恵昭先生が、もし大規模災害が南海トラフなどでおこった場合、奈良県には自衛隊や消防は一人もこない、大規模な被災をうけたところに助けに行っていないといけなから、奈良県よりももっと被害が大きい周辺のところにはいかなければいけない、陸上自衛隊の実働部隊はたった11万人で、東日本大震災では10万6300人が出動して、これ以上だせないというように言われております。奈良県に陸上自衛隊がきたとしてもなかなか難しいのではないかと考えております。

3、救急医療体制について

今井光子議員 次に救急医療体制について質問します。最近、救急車が家の前で止まったまま、長時間うごかないのをよく見かけます。「奈良新聞」によれば平成24年に総務省消防庁の調査では重症患者の救急搬送で医療機関から3回以上受け入れを拒否されたケースが全国では1万6736件あり、前年と比べて545件減っていますが奈良県では逆に2年連続で増加しています。奈良県では3回以上受け入れを拒否された割合は最近5年間では平成22年にワースト2位となったもののそれ以外では5年連続全国ワースト1位です。

上牧の76歳の一人暮らしの方は、午前4時前に鼻血が止まらなくなり、不安になって近所に助けを求めに行きました。そこから近くの病院に連絡しても通じなく、119番で救急車がすぐ来てくれましたが、なかなか行き先が見つからずやっと医大に運ばれたが1時間30分かかった。生駒の男性からは腸閉塞になった、大病院5カ所すべて断られ県立奈良病院でやっと受けてもらった。こんな事が日常おきている。命が危ない。

南和では「子どもが夜間に高熱をだし、近くの病院が小児科輪番の当番なら、自分で連れて行こうと消防署に電話をしたが、どの病院が輪番体制による当番になっているのか教えてもらえなかった。直接、であれば、一次救急診療所と言われたが、南和地域に夜間診療してくれる一次救急診療所はない。当番病院に直接行けるようにできないか」、また別の例では「町内の医療機関に直接電話したが、救急車で搬送されれば受けるといわれ、やむなく救急車に来てもらった。救急車がいないこともあるので気が引けた」とのことです。

1次救急を担う休日夜間応急診療所は、歯科を除き11カ所、365日行われているのは奈良市、生駒市、橿原市だけでここは翌朝の5時30まで見てもらえますが、それ以外のところでは平日がなく土曜は4カ所だけ、休日は3時30分で終了するところが歯科診療所を含め3カ所、三室応急診療所では内科・小児科は時間帯は夜8時30分で終了します。ここには1次救急が十分機能しておらず県民はどこに行けば診てもらえることができるのかわからないため、救急車を呼ばざるを得ないような現状があるのではない

でしょうか。

救急車は救急告示病院などに患者を搬送する事になりますが、2次救急患者を受け入れている病院のうち救急告示病院は39カ所ですが、県が導入した「Eマッチシステム」が病院側に受け入れ可能か否かをリアルタイムで情報入力をするだけの体制がなく十分機能されていません。受け入れ困難な事例としては一人暮らしで身寄りがない方、精神科と他の診療科が重なっている方。小児外科、心肺停止などが上げられていました。子どもの骨折では29回断られた事例。1月13日、祭日では22回断られた事例などがあったということです。産婦人科の1次救急輪番体制も北和地域は毎日体制が取れていますが、中南和では月の半分以上が空白。土日はすべて空白です。

救急告示病院でお話を伺いました。

事務長は「以前は医大に多くの医師が残っていたが、新しい臨床研修医制度になってからは都市部の病院を選ぶ方向になり、市中病院では自前で医師の確保が困難。当直医師は置いても耳鼻科や眼科の医師も含めているため、内科、外科の救急が取ってもらえない。消化器症状の出血をみる医療機関が少ない。脳外科の場合が困る。1次2次3次救急の整合性が無く、実際には年間1000件前後受けているが断るのもおなじくらい。地域の医療体制の脆弱さが救急医療に現れている」、「各医療機関が協力しあって365日の輪番体制が取れたら、その日は受けますとなれば、地域で救急の応受率を高めることができるのではないかと。ただ順番を割り振るだけではできない、心臓なら必ずここが受けるなど病院が決まっていれば安心して受けることができる」といわれ、救急担当の医師からは「たらいまわしという言葉は使ってほしくない、回ってみてもらっただけでいいほう。実態は拒否。拒否したところは問題にならないが受けた医療機関で問題があればたかされる。次々と運ばれてくる患者さんを前にして、近くの病院では手が空いている医者がいるのではないかと思うことがある。今、運ばれてきた軽症患者を治療しつつ、次に来る患者はもっと重症の患者が来るかもしれない。そう思うとEマッチシステムに受け入れ困難の×印はつけられない」と語ってくれました。第一線で患者と向き合っている苦労がわかるお話でした。

香芝広陵広域消防組合管内ではこれまで救急搬送の受け入れの3分の1を担ってきた東朋香芝病院が救急告示病院ではなくなって、いっそう搬送先探しが困難になってくると思います。

2月17日に開かれた県の医療審議会でも、後継として藤井会の香芝生喜病院の整備計画が採択され、平成29年4月、香芝市穴虫にオープンとのことですが、その間救急医療がどうなるのかという不安が広がっています。

三次救急では現在、北和地域の医療を支える奈良医療センターの移転整備、立替、医大のE病棟建設、南和医療の中核となる救急病院など一度に大きな病院建設が進められています。奈良医療センターでは断らない医療として1次から3次まですべての救急を受けるとされていますが、そのためにはかなりの医師看護師体制が必要です。

限られた医師体制の中でどのような病期にあっても患者の病態にあわせて最善の医療を切れ目なく提供できる救急医療体制を作ることができるのか重要な課題です。

救急医療は奈良県のすべての医療関係者、医師会、病院協会など一致団結して取り組むべき重要課題ではないでしょうか。

そこで知事に質問します。

救急患者の受入れを改善するためには、一次から三次救急までのそれぞれにおいて、関係者が役割を分担して受入体制を整える等、県内医療機関の連携が必要と考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 救急医療体制についてのご質問がございました。医療機関の連携が必要と考えるかどうかというご質問でございます。連携は必要だと考えますが、医療機関は民間の病院、クリニック、公的公立病院がまざっており、なかなか連携ができない事情が全国各地にあるのはご承知のとおりでございます。

医療体制の整備は県民のいのちと生命を守る大変重要なものと認識をしております。なかでも救急医療体制の充実には行政が積極的に医療にかかわるべき性格の1つであると思っております。救急医療体制を充実させるための役割分担、連携には2つの分野があると思っております。

1つめの分野は、1次から3次救急まで傷病者の重傷度に応じた役割分担であると思っております。

1次救急患者を引き受ける、軽傷患者を引き受ける休日夜間応急診療所がございます。また、入院手術が必要な2次救急患者を引き受ける病院群がございます。その輪番制度などそれらの輪番制度など1次救急、2次救急などの体制整備は本来、市町村がすることになっており、1つの病院、クリニックではあらゆる患者さんを引き受けることは、軽傷であってもなかなかできないということでございます。

県内では市町村が単独または共同して、1次救急につきましては2か所の休日夜間応急診療所、2次救急については7地区で複数病院が参加する病院群輪番制を整備していただいております。しかしドクターなどの医療資源が限られておりますし、夜間の待機もドクターにとって大変な負担になります。また財政力の強弱がございます、各市町村が単独で体制整備をおこなうことは困難な場合も多いわけでございます。そのため、県といたしましては広域的な救急医療体制の整備につきましては、県が積極的に対応することとしているものでございます。1次救急につきましては、地域の拠点として休日夜間応急診療所を運営する奈良市および橿原市への支援をおこなっております。また、2次救急につきましては、救急患者の多くを占める小児患者に対応するため、小児科をもつ12病院の協力のもと、県が補助金を支出して北和地域と中南和地域において2次輪番体制というものを整備しているところでございます。

命に係わる重大な患者に対応する救命救急センターなど第3次救急の体制整備は県がおこなっているところでございます。今後、新奈良総合家両センターにおいて重篤な患者を受け入れられる体制を確立することにしております。

2つめの役割分担でございますが、疾患ごとに、それぞれの医療機関がそれぞれの機能に応じた役割分担という形の連携がございます。県は消防法にもとづき、消防車の搬送受け入れの実施に関する基準、いわゆる救急搬送ルールを定めることとされております。このルールを定めて電子端末につないで救急搬送の際に運用するEマッチシステムを全国に先駆けて構築いたしてきております。緊急度の高い脳卒中や心筋梗塞などの疾患別に救急隊が医療機関に対して受け入れ紹介できる体制を確保しております。

たとえば、急性心筋梗塞につきましては県立医科大学付属病院と9病院が24時間、緊急カテーテル治療が可能な体制を組んでいただいております。ほぼ、第1回目を受け入れ先が決定しておりますので、医療機能にもとづく役割分担というシステムの効果がでてきているものと思えます。

医療関係者とともに、医療機関が役割分担、連携する仕組みをつくるために、県では小児2次輪番体制の参加病院の連絡会や医療機関や消防機関が搬送ルールを協議、検証するための奈良県救急搬送及び医療連携協議会などを開催し、意見交換などをおこなっております。医療機関それぞれが役割を果たすことで、患者の重症度や緊急度に応じて切れ目のない緊急医療体制を構築することができるものと考えております。

今後も県民誰もが急な病気やけがをおった場合にいつでもどこでも安心して救急医療がうけることができるように頑張っていきたいと思えます。

今井光子議員再質問 知事が就任されましてからたくさんの方の医療問題がでてまいりまして、いろいろと奈良県の医療をよく研究していただいて、具体的な対策をとってきていただいていることは分かっているわけです。私は、かねてから気になっていましたのは県が完結型のことで、あまり民間の医療機関や開業医とかの協力について、その医療体制のなかで考えていない（位置づけられていない）のではないかと感じてきました。

今、奈良県の病院のうち公的病院が16、民間病院が59ということで医師数では公的が1010人、民間が1070人、それから開業医では1084人ということでございますので、奈良県の医師の3分の2は民間や開業医の先生によってささえられているという現状です。そういう現状を見ますときに、そこに依拠しながら、地域の救急医療体制を守っていくという、そういう考え方ですすめられていくことのほうが、私は現実的で積極的な対応ではないかと。もちろん3次救急の受入体制、今、それをつくっていただいているわけですが、それは必要ですが、そのように考えております。その点でお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

荒井正吾知事答弁 公的病院の役割分担について、開業医、クリニックがあるではないかということはそのとおりでございます。日本では7割が民間の医療機関、3割が公的医療機関でございます。そのようななかで、ハイブリッドな医療提供体制をどのように組み合わせるのか。アメリカは民間ばかり、ヨーロッパは公的ばかり、ハイブリッドは日本だけというなかで、よく皆保険を維持して頑張っていると思います。どのように維持をすべきなのか、大いに議論があるところでございますが、救急医療に範囲を狭めますと、救急医療が、クリニックが受けたり、小規模の民間病院が受けると大変な課題になります。したがって、どうしても公的病院、大規模病院が救急医療を受けざるを得ない。政策医療といわれる部分でございますが、非常にコスト高になるというのが現状でございます。

在宅医療、あるいはかかりつけ医については民間の病院にもっと頑張ってもらいたい、そのような性格に応じた役割分担というものはあると思います。どちらがうえかということは議論もご承知のうえでのお話かと思っております。奈良県における公的、民的なクリニックの良い組み合わせは、クリニックやお医者さんの態度によって随分、良い組み合わせが出来るかどうかにかかっていると、私は思っております。良い連携ができるよう願っております。

今井光子議員 確かに開業医の先生がどのようにするかという難しい問題がありますけれども、たとえば2次請け輪番のところに開業医の先生が応援に行く、そうすれば、そこに来た軽傷の患者さんもみてもらえるし、簡単な手術も受けられる、そういう体制をとっているところが全国にもありますので、それについては、ぜひとも検討していただきたいと思っております。その点で、知事のお考えがありましたらお聞かせください。

荒井正吾知事答弁 ドクターの協力のしていただき方の提案のようにお聞きしました。今のクリニックは土日は休みです、働くのはこの時間までです、患者さんは来てくださいというのは、これからのサービスとしてはなかなか、多少物足りないところがございます。輪番になり、クリニックモールというものが、その場所で順番にお医者さんが出勤されて、そこでは常時、場合によっては24時間365日、医療が提供されるという、モールをつくるという方法がございますので、東京ではそういうこともできてきております。奈良では、そういう場所をさがしてつくりたいとも思っておりますけれども、クリニックのお医者さんの働いていただくパターンを、働く側にも、患者さんにとっても良いようにマッチングしていかなければならない。それはまちづくりのなかでマッチングするということを考えなくてはならない事情になってきているように思います。

いろいろな工夫の仕方がでてくるようにも思いますので、奈良県はそうした面でも先進的な取り組みをしている県というように評価されるようにしていきたいと思っております。

4、精神障害者医療費助成制度について

今井光子議員 次に、精神障害者医療費助成制度について質問します。県は精神障害者医療費助成制度について平成26年10月から、精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方に対し実施する事になりました。2級まで対象にしたのは全国3番目で、多くの精神障害者やその家族、関係者の方が一致団結して運動を進めてきた力が議会や県を動かしたものであります。

身体、知的障害者医療費助成制度では自動償還払いになっており、精神障害者も当然同じやり方と思っておりましたところ新たにスタートする医療費助成制度は、自分で領収書を管理して、領収書とともに市町村に申請する必要があることが判明し、これではせつかくの制度が使えないとその改善を求める声が上がっています。

請願団体の試算によれば、現行の精神科通院のみに適用されている精神障害者医療費助成制度では手続きが煩雑で4割の人が使っていないことが明らかになっています。毎回の領収書をためてそれを持って、行政の窓口に行かなくてはならないことは精神障害者にとって困難が多い事も事実です。

そこで知事に質問します。今回拡充された精神障害者医療費助成制度について、他の医療費助成制度と同様、自動償還払いを実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 精神障害者医療費助成制度の支払い方式についてのご質問、ご所見がございました。精神障害者の方に対する医療費助成の拡充につきましては昨年9月議会におきまして、請願が全会一致で採択されたところでございます。これをうけまして精神障害者保健福祉手帳1級、さらに2級をお持ちの方々を対象に全診療科の入院、通院治療費を助成することとし、今議会に所要の経費を計上した新年度予算案を提案させていただいているところでございます。

この医療費助成制度におきましては、実際に事務事業をおこなうのは市町村でございます。具体的な助成方法や事務手続きの検討などの準備が必要でございますので、新しい助成制度は10月から実施することとしております。この10月からの円滑な事業実施にむけて、今後、予算成立後、ただちに市町村と県とで検討会を立ち上げ、償還払いの方法についてもつめていきたいと考えております。なお、現行の精神障害者の方に対する医療費助成は領収書を添付して市町村窓口申請する手続きが必要な方式でございますので、今般の拡充に当たりましてはその手続きを福祉医療制度と同様に自動償還方式とすることを望まれるご意見をいただいております。

この方式によりますと、精神障害者の方から、市町村窓口への申請手続きが不要となりますので、障害者の方の負担が少なくなり、ご要望の趣旨はよく理解できるところでございます。今後は、このようなご意見を十分に踏まえながら、市町村の要望や現行制度との整合性などについて市町村と検討をすすめ、早急に結論を得ていきたいと思っております。

今井光子議員再質問 精神障害者医療につきましてはぜひ、かかりやすい医療、今と同じような自動償還払いにさせていただきますように、再度、要望しておきたいと思っております。

5、医療費助成制度の窓口負担無料化について【要望】

今井光子議員 県の福祉医療制度は現在、一人親家庭、子どもの医療、障害者医療の3分野が対象です。以前は障害者医療など窓口負担無料の自治体も多く、それが突然自動償還払いでいったん3割払い、後から払い戻しが自動的に行われる事になりました。国が窓口負担をなくしたらペナルティをかけるという間違ったやり方が無料化を困難にしている原因です。子どもの医療で窓口無料化を行っている県や市町村は、全国的にはかなりの数にのぼります。

今後、精神障害者医療費助成制度とともに福祉医療費助成制度の窓口負担の無料化を実施するよう強く要望いたします

6、若草山へのモノレール設置について

今井光子議員 次に、若草山へのモノレール設置について質問します。2月26日、市民らでつくる、

若草山のモノレール建設に反対する会から、若草山にモノレールはいらないと訴える署名10013人分を県に提出しました。

県は「奈良公園基本戦略」に基づいて、若草山の賑わいを取り戻そうと眺望のよい1重目の頂上までモノレールを建設する方針を検討し、県議会でも繰り返し取り上げてきたものです。

県が建設を予定している場所は世界遺産のバッファゾーン（緩衝地帯）で、「奈良らしさ」の歴史的文化的シンボルである若草山に人工的構造物を建設する事に反対する声が、奈良に観光に来る国内外の人に来て急速に広がり署名は短期間で集まりました。反対する会の浜田博生事務局長は「千年以上、先人が守りついできた大切な景観を奈良県から壊すような事をしてはならない」と訴えました。

国会では26日、日本共産党の宮本岳志衆議院議員が衆議院予算委員会分科会で質問しました。

宮本氏は「名勝、歴史的風土保存地区、世界遺産の緩衝地帯と2重3重に規制がかかる場所に設置は許されない。無謀な計画をやめさせるために手立てを尽くせ」と政府に求めました。下村文部科学大臣は「若草山は文化財保護法にもとづいて指定された名勝奈良公園の指定地でないでありまして、モノレールのような施設を設置する場合は文化財保護法にもとづいて文化庁長官の許可が必要となる場所となります。奈良県から文化庁に対しては、本計画の実施についての具体的な相談は受けておりませんが、もし相談があれば名称としての風致景観の価値に影響が与えることがないよう対応することが必要と考えます」と答弁をしています。

更に宮本氏は文化財保護法では名勝の毀損行為には刑事罰まで定めてその保存を求めている事、名勝指定後に移動施設を建設した例はないこと、古都保存法に基づく「奈良市歴史的風土保全計画」では若草山の丘陵、稜線への建築物を規制していることを指摘、いずれの法律でもモノレール設置は許されないことを浮き彫りにしました。奈良に住んだ小説家の志賀直哉が奈良公園の特別の重要性を語り、新しく何か作るときには悔いを残さぬようよほど考えてもらいたい、悪かったら去ればよいと言う風にはいかないものだと1928年2月25日の「東京日日新聞」で述べている事を紹介しました。

国交省は若草山を含む春日山特別地区内での許可は知事から委任された奈良市長に権限がありモノレール建設には市長の許可がいることを明らかにしました。

仲川奈良市長は定例記者会見で「奈良の世界遺産の価値を毀損（きそん）することがないことが大前提。もしそういった計画ならば、非常に危機感を感じる。しっかり守っていかなければならない」と発言しています。

知事は世界に誇る奈良公園にしたい、奈良の賑わいを推進したいと、奈良公園観光地域活性化特区を国に申請し指定を受けていますが、奈良公園の文化的経済的価値は何かを、もう一度問い直し、地域の優位性を再評価して、観光産業と地域経済の活性化、持続的成長を考える事が求められているのではないのでしょうか。

1月10日、日本イコモス国内委員会は、若草山でのモノレール計画を強く懸念するとの声明を出しました。一部を紹介させていただきます。そこには県議会での「知事の一連の発言は、世界遺産として設定された地区の保護を軽視していると危惧します。また、国内法で保護されている文化遺産を破壊することに等しいと言わざるを得ません。」と警告し、更に「移動補助施設を新たに設けなくとも、頂上近くまで自動車道があり、これを利用すれば、障害者や高齢者は眺望を楽しむことができます。あるいは、機器を用いずに登り降りする方策も工夫することができます。地元観光業の振興策は、モノレール建設に依拠しない方策を探るべきであると考えます。奈良の文化遺産の特徴は、奈良時代以来の文化遺産が長く受け継がれて、こんにちまで存続していることです。現時点で、のこっている本物を傷つけ、ないがしろにすることは、過去の先達が受け継いだ営みを否定し、未来の人々へ伝えていく責任を放棄するものです。このまま、計画が進めば、奈良の世界遺産は保護・継続の危機にあるとして、危機遺産に登録されてしまうおそれもあります。若草山におけるモノレール設置計画が奈良の世界遺産の顕著で普遍的な価値を損なうことになるのではないかと強く懸念するものです。」としています。

どこから見てもモノレール建設はできません。そこで知事に質問します。

風致・景観を破壊する計画であるモノレールの設置は中止するべきだと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 若草山一重目のモノレールの検討につきましては、素晴らしい眺望をお年寄りの方や障害者の方を含め、誰でも楽しめるようにしたいという趣旨から検討をはじめたも

のでございます。私の体験では、数年前に若草山に登りましたら、隣に大阪から来られた車いすのご老人がおられて、こんなに眺めが良いのは知らなかった、近くに住んでいるのに知らなかった。死ぬまでにこの眺めを見れたのはよかったとつぶやいておられたのが原体験でございます。そのようなことから提案をはじめたものでございます。

奈良公園全体のなかでは、そのようなことも含めまして奈良公園の景観を保持しながら、活性化しよう、賑わいづくりをしようという1つのオプションとして提案をおこなっているものでございます。モノレールの設置を前提に、「モノレールありき」で提案をおこなっているものではないかと存じます。以前から申し上げておりますが、モノレールにつきまして賛成、反対の両方の意見があると思っております。今井先生のご意見は十分、よく分かりました。

やめるという選択肢も含め、今後とも幅広く、意見をお聞きして、多角的に慎重に検討していきたいと考えております。以前のご質問にもありましたが、考慮すべき要素といたしまして、景観を阻害しないかどうか、環境を阻害しないかどうか、神聖性があるといわれている若草山の神聖性を阻害しないかどうか、この3つではないかと思っておりますので、これらが十分客観的に判断できるように、以前、宮本次郎議員が写真をとってモノレールの形の模型を山に乗せて写真を撮り議会で見せるとおっしゃっていたのを、今日、見せていただけるのかと思っております。違うパネルでございました。いずれ参考にご紹介いただきたいと思うところでございます。

さる2月10日に開催いたしました奈良公園地区整備検討委員会では若草山の賑わいづくりについては非常に重要であり、その手法や効果についてさらに検討していくことは重要であると意見をいただいているところでございます。今後とも奈良公園地区整備検討委員会をはじめ、様々な方々からご意見をいただきながらモノレールを含め若草山の賑わいづくりにもっとも効果のある方法について時間をかけて慎重に議論をしていきたいと思っております。この地区整備検討委員会はフルオープンを検討委員会でございます。

今井光子議員再質問　世界遺産センター長から、このことに関して重大な関心をもっているという書簡が平城宮跡を守る会の小井事務局長宛に届いております。そして、このなかでは文化庁も世界遺産センターに回答するというように答えておりますが、この点で何か国から問い合わせがあるようでしたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

荒井正吾知事答弁　世界遺産委員会の書簡ということを言われました。重大な懸念とか関心とかいうのは、英文の文書も見ましたが、今井委員と違うように受け止めております。何通もそうした書簡を世界の各国とやりとりされているわけですが、私もイコモスに直接行って、直接話をしたことがございます。報道されていたり、そこに書簡をだしている方と直接あっていますが、随分違う感じの議論をしてきております。なによりも、直に話しするのがよいと思っております。コミュニケーションのパターンは大事かと思っております。900を超えてある世界遺産をどのように扱うかのいちいちのクレームは、適当な（適当とは言葉はわるいですが）、普通の対応をコウテシーベースでされるのが第一であろうかと思っております。

なによりも内容が、われわれ、（計画を）固めてイコモス国内委員会にもだしていないし、世界イコモスに報告をしていないわけでございます。

具体的な内容なしに懸念というのはこれもおかしな話でございます。具体的な内容もあればまた判断ができるかと思っております。

世界イコモスは論理的でございます。いろいろな意見があるなかで、直接、むこうの方は忙しいのでなかなかアポはとれなかったですが、話をすると非常に弾力的で、1つの書簡で「これは」といったような感じではまったくなかったというように私は感じています。

コミュニケーションの1つのやりとりであるように思っております。

7、森林環境の保全に向けた取り組みについて

今井光子議員 森林環境の保全に向けた取り組みについて質問します。平成26年11月奈良県大淀町、川上村を会場に豊かな森がはぐくむ川と海をテーマに第32回豊かな海づくり大会が開催されます。

豊かな海になるにはその上流のよく手入れをされた豊かな森が必要です。私は前回、吉野川の源流の、源流三の公川流域がすべて皆伐され、川上村がその一部を買い取り源流を守る取り組みをしているものの、すぐそばは荒れている事を紹介して県としての整備を求めました。その後昨年11月、県の森林整備課や南部農林振興事務所の方なども一緒に三之公に行ってきましたが、上流であるのに岩が崩れて、小さな岩が河川を埋めつくし、3年前まで橋があったところまで河床が上がっていた状況で、何とかしなければとの思いをいっそう強くいたしました。

かつて、吉野の林業は県の産業でも大きな比重を占め、その木材の美しさは銘木として全国に知れ渡っています。戦後の住宅難の中で国は木を植える事を奨励する一方、木材の輸入の自由化が進みました。手入れの入らない山は災害時切り出されて放置されていた木が脅威になり、十津川の橋を落下させるなどにもなっています。昨年京都では嵐山周辺一体が洪水になりましたが、渡月橋が流されなかったのは、山が手入れされていて流木が少なかった事が一因だと聞きました。

先日「木曾からの宣言」と言うものを知りました。これは前長野県木曾町の町長、田中勝巳氏が共産党員町長として2013年の11月26日まで4期16年、まちづくり人づくりに全力をあげてこられました。退任の1ヶ月前13年10月に木曾町で開催された木曾三川流域自治体サミットで、「中山間地域を守ることは日本を守ること」の信念で、同じ水を飲み使う仲間である名古屋市を含む愛知県、岐阜県、三重県そして地元長野県からの500人の参加者に向かって、①災害時の相互協力支援 ②流域全体で支える森林整備水源地1トン1円の基金 ③上流域での自然学習、④企業自治体による上流域への直接投資、⑤農山村での癒しの時間と空間の提供の5つの共同の方向を木曾からの提言として呼びかけられました。

私はこの宣言に大変感銘いたしました。森林は下流の住民に命の水を供給するかけがえのない社会的共有資本です。県土の大半を占める森林をどう守り続けるのかその仕組みづくりが必要ではないかと考えてきました。大事に守れば豊かな水、きれいな空気、食料、エネルギー、癒し、国土保全など私たちに計り知れない恵みをもたらしてくれるでしょう。

そこで農林部長にお伺いします。県におかれては、新年度より今後の森林環境の保全に向けて、持続可能な森林環境管理制度の導入を検討するとされていますが、具体的にどのように進めて行こうとしているのかお聞かせください。

農林部長答弁 本県では山地における土砂災害の防止や水源涵養の機能、生物多様性の保全など、県民が享受する森林の多面的機能の回復、増進を図るため、公的関与という形で森林環境税を活用し、林業不振等により施業が放置された森林にたいする共同間伐や手が入らなくなった集落周辺の里山林の整備などの取り組みをおこなっているところでございます。

しかしながら、森林の多面的機能の発揮を持続的に管理していくには、まず経済的評価が困難な公益的機能および生物多様性を中心に森林を環境という側面から評価することが必要であると考えております。そうすることで、それぞれの森林に適した効率的かつ持続可能な森林管理のシステムを構築できるのではないかと考えているところでございます。

県ではこうした森林の多面的機能を主眼において将来にわたって効率的に森林を管理する制度を森林整備管理制度に定義をしたところでございます。この森林環境管理制度を導入するにはどのような課題を克服しなければならないかを検討するため、その運営体制をはじめ森林に関する情報の消失を防ぐ森林環境を評価するシステムの構築という主な課題につきまして、検討を重ねることとしております。加えてスギ、ヒノキの人工林のほか、天然林をどう管理していくかという視点も取り入れるべきと考え、そのような取り組みをしている欧州の林業地を研究材料としたというふうにも考えております。

平成26年度には具体的にさきに述べました、森林環境を評価するシステムの構築などの主な課題について有識者による検討会を開催するとともに、国内における人工林の取り組み事例の

研究とスイス、ドイツなどの欧州先進地調査をおこなうこととしているところでございます。

おわりに

今井光子議員 県政全般について質問させていただきましたけれども、奈良県で安心して暮らしていくためには、やはり私は先人からの歴史的な遺産を守り伝えていく、それこそが奈良の大切な魅力であると思います。若草山は何重にも規制がかかっており、それぞれの関係する人たちが、これは良くないと思っております若草山のモノレール計画はやめるべきだと思っております。

このモノレール計画をやめると4億7000万円のお金が浮くということになります。そして、今年から消防の広域化がはじまります。人員削減63人分、4億円の費用が削減されると行っておりますが、モノレールのお金をこちらにあてていただくと、人も増やせますし、地元の安全も守れるのではないかと思っております。災害の時にまず活躍したのは地元消防団や消防隊員です。そして、私は、防災体制を整備して自衛隊はお断りするのが良いと思います。

奈良は平和が似合うところだと思います。全国でただひとつ陸上自衛隊の基地がないというのは、むしろ奈良の優位性ではないでしょうか。そのようにアピールをするのが良いという意見を申し上げまして、代表質問を終わります。

(了)